

令和8年度 大崎町「地域おこし協力隊」募集要項

募集概要

大崎町は鹿児島県の東南部、大隅半島に位置し、人口は約 12,000 人の小さな町です。南部は豊かな水産物をもたらす志布志湾に面し、そこから北部にかけて豊かな農畜産物を育む広大な台地が広がる「食材の宝庫の町」です。環境分野では、住民主体でごみの資源化に取り組み、日本一のリサイクルの町としても知られています。

近年、農畜産業の盛んな町で畜産動物とも共生していた、ペットの多頭飼育崩壊（飼い主が適正に飼育できる数を超えて繁殖し、飼育困難に陥る状態）や、野良犬・野良猫に関する動物愛護の課題が高齢化に伴い表面化しています。

悲しい思いをする動物を減らし、「殺処分ゼロ」を目指すためには、行政と地域住民が一体となった持続可能な取り組みが不可欠です。

そこで大崎町では、環境政策課の一員として、「人と動物が共生する地域社会の実現」に向け、アニマルウェルフェア（動物が精神的・肉体的に充分健康で、幸福であり、環境と調和している状態）の観点から地域課題の解決と一緒に取り組んでいただける「地域おこし協力隊（動物福祉員：アニマルウェルフェアプロモーター）」を募集します。

募集人員

動物福祉（アニマルウェルフェア）の推進に関する業務 若干名

業務内容

- (1) 地域猫活動の推進と TNR（野良猫を捕獲し、不妊・去勢手術を行って元の場所に戻す活動）を支える仕組みの構築
- (2) 高齢化に伴う多頭飼育崩壊の未然防止・対応および狂犬病予防接種率の向上に向けた啓発
- (3) 野良犬の捕獲対応、保健所（都道府県などが設置する公衆衛生に関する行政機関）や動物愛護団体との調整・相談窓口業務
- (4) 猫カフェ等の交流施設の設置検討及び運営

勤務場所

大崎町内

委託形態及び期間

- (1) 大崎町との雇用契約は締結せず、委託契約となります。
- (2) 委嘱した日から令和9年3月31日までとし、委嘱した日から最長3年間までの再任が可能です。

※初年度終了時（令和9年3月）のミーティングにて、次年度以降の委嘱についての判断をさせていただきます。

(3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合には、委託期間中であっても解任することができるものとします。

委託料

委託料は、活動実績に応じてお支払いします。委託料の内訳については次のとおりです。

- (1) 協力活動に対する人件費 年額 **400** 万円を上限（初年度 100 万円）

※通勤手当，時間外手当等は支給されません。

- (2) 活動に要する経費 年額 **150** 万円を上限（初年度 37.5 万円）

※ 経費の例）旅費，交通費，家賃，消耗品費，通信費，リース料，車両借上料等

待遇及び福利厚生

- (1) 大崎町との雇用契約はないため，国民健康保険，国民年金，障害・損害保険等には御自身で加入してください。

- (2) 業務活動で使用する自動車・パソコン等は経費として計上し，御自身で御準備ください。

- (3) 業務活動以外の経費（引っ越しや居住に係る経費，生活用備品や住居の光熱水費等）は隊員の負担になります。

- (4) 委託の期日は，採用内定後に相談の上，決定します。

応募資格

- (1) 応募時に 3 大都市圏をはじめとする都市地域等に居住している方で，大崎町に住民票を異動し，移住のできる方

※ 3 大都市圏とは，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，岐阜県，愛知県，三重県，京都府，大阪府，兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。

※ 都市地域とは，過疎，山村，離島，半島等の地域に該当しない市町村をいう。

- (2) 応募時点で，20 歳以上の方（性別は問いません）

募集手続き

- (1) 応募受付期間

令和 8 年 10 月 15 日（木）までに，下記応募先に郵送，またはアドレスにメールでお送りください。郵送の場合，当日消印有効とし，提出した書類は返却しません。

- (2) 提出書類

- ① 大崎町「地域おこし協力隊」応募用紙【様式 1】
- ② 大崎町「地域おこし協力隊」活動目標【様式 2】
- ③ 住民票
- ④ 運転免許証またはマイナンバーカードの写し

選考方法

(1) 第一次選考【書類審査】

指定の応募用紙【様式 1】、活動目標【様式 2】を元に書類選考を行い、応募者宛てに結果を通知（郵送）します。なお、選考内容についての開示はいたしません。

(2) 第二次選考【面接】

第一次選考合格者を対象に面接を行います。詳細な日時・場所等については、第一次選考結果通知時に併せて通知します。選考結果は文書にて通知します。

※応募に係る経費及び面接のために必要となる交通費等については、応募者の負担となります。

※当該事業に係る予算が令和 8 年 12 月議会において議決されることが、採用決定の条件となります。

その他

(1) 募集に関する質問は、メールで行ってください。内容確認後、メールで回答をいたしますので御確認ください。電話での質問は受付けできません。

(2) 住民票の異動は、必ず第二次選考結果通知日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると、応募要件に反するため資格を失う場合があります。

(3) 本募集における業務内容や地域おこし協力隊の活動は地域住民との信頼関係があって成り立つものです。協力隊の活動は公益性を有するものであり、本町との直接的雇用関係はありませんが、秘密保持や活動規律の確保を求めます。

応募先・問い合わせ先

〒899-7305

鹿児島県曾於郡大崎町仮宿 1029 番地

大崎町環境政策課 担当：竹原、田實、井元、畦地

TEL：099-476-1111（内線 163）

Mail：kankyo@town.kagoshima-osaki.lg.jp